平成２５年（フ）第２１１号
埼玉県三郷市彦成３丁目13番５―207号
破産者　奥村　賢治
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
埼玉県草加市新善町491番地14　ハイツ千寿205号、旧住所埼玉県草加市長栄町519番地２エクレール草加504号
破産者　柳谷　州男
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３７４号
神奈川県座間市立野台１丁目４番２号　ハートランド立野台103号、開始決定時の住所神奈川県座間市相模が丘６丁目31番29―214号ダイアパレスヴェンティ相模が丘
破産者　植木　隆弘
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第７８号
長野県諏訪郡下諏訪町西鷹野町4897番地４昭栄306号室、開始決定時の住所長野県諏訪市湖岸通り１丁目13番20号　305
破産者　古谷　政弘
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第３６号
長野県茅野市宮川3846番地１　シャイニングビレッジ浜Ⅱ303号
破産者　島田　文子
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第４３号
長野県諏訪郡下諏訪町4871番地７　コーポジュネス202号
破産者　松本　明成
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第８３５号
広島市安佐北区落合３丁目14―17―103号、開始決定時の住所広島県廿日市市六本松２丁目２番１号
破産者　隅田　昌孝
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１８号
広島県福山市曙町３丁目28―20―305、住民票上の住所広島県広島市東区牛田南１丁目13番22号
破産者　市川　　定
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２２９号
山口市三和町17番31―607号
破産者　野村　　亘
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５７号
福岡市南区野間１丁目11番25―701号、前住所福岡市博多区対馬小路13番26―702号
破産者　城戸　武徳
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３７２号
福岡市中央区平尾４丁目11番16―304号
破産者　西村由加子
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６５号
宮崎県延岡市土々呂町１丁目59番地19
破産者　請関　義史
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１６２号
福島市丸子字御山越３番地の１　ニューシュテール福島701号
破産者　齋藤　達美
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第２１号
福島市松川町水原字板山８番地
破産者　佐藤　健一
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２０１号
福島県郡山市静町62番17号、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市大槻町字下町東16番地の６
破産者　遠藤　春美
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１７５号
福島県須賀川市桜岡49番地４、破産手続開始決定時の住所福島県須賀川市雨田字高屋敷６番地１
破産者　橋本　博文
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
福島県郡山市富久山町久保田字郷花21番地コーポラス佐久間第５―103号
破産者　橋本　　勉
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
群馬県高崎市山名町585番地１
破産者　吉田済史郎
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部